

「Trust Lending 利用規約」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (1)①～③ (略)</p> <p>④メール本文にしたがって、投資金額を本規約第11条(分別管理)記載の分別管理用預金口座(出資口)へお振込みいただき、当社の方で当該払込みの事実が確認できた時点で、即時に匿名組合契約が成立するものとします。尚、匿名組合契約の成立時には、改めてお客様のご登録メールアドレスへ、匿名組合契約が成立した旨のメールを送信いたします。</p> <p>第5条～23条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (1)①～③ (略)</p> <p>④メール本文にしたがって、投資金額を当社が指定した投資家毎の個別口座を経由して、本規約第11条(分別管理)記載の分別管理用預金口座(出資口)へお振込みいただき、当社の方で当該払込みの事実が確認できた時点で、即時に匿名組合契約が成立するものとします。尚、匿名組合契約の成立時には、改めてお客様のご登録メールアドレスへ、匿名組合契約が成立した旨のメールを送信いたします。</p> <p>第5条～23条 (略)</p>